

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2018-515599

(P2018-515599A)

(43) 公表日 平成30年6月14日(2018.6.14)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 1 K 8/19 (2006.01)	A 6 1 K 8/19	4 C 0 8 3
A 6 1 Q 15/00 (2006.01)	A 6 1 Q 15/00	
A 6 1 K 8/23 (2006.01)	A 6 1 K 8/23	
A 6 1 K 8/02 (2006.01)	A 6 1 K 8/02	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2018-507482 (P2018-507482)
 (86) (22) 出願日 平成28年3月22日 (2016. 3. 22)
 (85) 翻訳文提出日 平成29年10月20日 (2017. 10. 20)
 (86) 国際出願番号 PCT/SE2016/050235
 (87) 国際公開番号 W02016/171600
 (87) 国際公開日 平成28年10月27日 (2016. 10. 27)
 (31) 優先権主張番号 1550485-5
 (32) 優先日 平成27年4月23日 (2015. 4. 23)
 (33) 優先権主張国 スウェーデン (SE)

(71) 出願人 517369597
 オドールレス スウェーデン アクティエ
 ボラーグ
 スウェーデン国, 2 1 1 4 5 マルメ,
 ダービドシャルストリ 3
 (74) 代理人 100099759
 弁理士 青木 篤
 (74) 代理人 100123582
 弁理士 三橋 真二
 (74) 代理人 100117019
 弁理士 渡辺 陽一
 (74) 代理人 100141977
 弁理士 中島 勝
 (74) 代理人 100150810
 弁理士 武居 良太郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 デオドラント組成物、及びデオドラント組成物を含むデオドラント製品

(57) 【要約】

本発明は、ヒトの皮膚に適用されることになる制汗剤及び/又はデオドラント流体組成物である化粧品組成物に関し、当該組成物は、アルコール及び油を含まない非アルミニウムベースの流体組成物であり、必須の防臭剤として重炭酸ナトリウム又は重炭酸カリウムを含有する。

【選択図】 図4

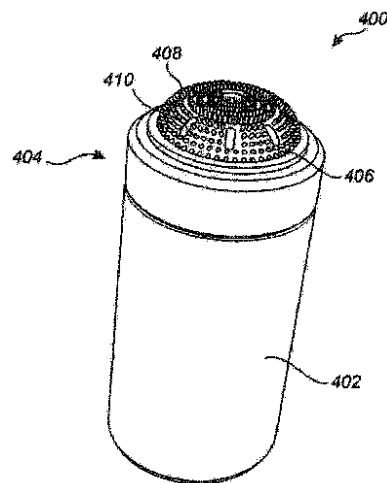


Fig. 4

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ヒトの皮膚に適用されることになる制汗剤及び/又はデオドラント組成物である流体化粧品組成物であって、殺菌剤 (antiseptic) として油及びアルコールを含まない非アルミニウムベースの組成物であり、以下：

- 3.0 ~ 5.0 重量%のアルカリ金属重炭酸塩；
- 0.1 ~ 1.0 重量%の炭酸ナトリウム、及び
- 0.1 ~ 3.0 重量%の硫酸ナトリウム、

を含有し、

ここで、前記アルカリ金属重炭酸塩、炭酸ナトリウム及び硫酸ナトリウムが水に溶解される、組成物。

10

【請求項 2】

以下：

- 4.0 ~ 4.8 重量%のアルカリ金属重炭酸塩；
- 0.3 ~ 0.5 重量%の炭酸ナトリウム、及び
- 0.4 ~ 0.8 重量%の硫酸ナトリウム、

を含有する、請求項 1 に記載の流体組成物。

【請求項 3】

前記アルカリ金属重炭酸塩が、重炭酸ナトリウム又は重炭酸カリウムあるいはその混合物である、請求項 1 及び 2 のいずれか一項に記載の流体組成物。

20

【請求項 4】

保存剤及び増粘剤の少なくとも 1 つをさらに含有する、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の流体組成物。

【請求項 5】

以下：

- 請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の流体組成物、及び
 - 前記流体組成物を保持するための担体、
- を含む、化粧品デオドラント製品。

【請求項 6】

前記担体がスプレー分注容器である、請求項 5 に記載のデオドラント製品。

30

【請求項 7】

前記担体がタオレット (towelette) である、請求項 5 に記載のデオドラント製品。

【請求項 8】

- 前記タオレットが、タオレットを包み込むための密閉容器内に配置され；
 - ある体積の流体組成物が容器内にあり、そして
 - 前記タオレットが、容器内にある体積の流体組成物に浸され、かつ、容器内にある流体組成物の体積の一部又は全部を吸収するように構成されている、
- 請求項 5 に記載のデオドラント製品。

【請求項 9】

前記担体が流体アプリケーションである、請求項 5 に記載のデオドラント製品。

40

【請求項 10】

悪臭の防臭 (deodorizing) 方法であって、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の流体組成物を悪臭成分に適用することを含む、方法。

【請求項 11】

悪臭を防臭するための、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の流体組成物の使用。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

技術分野

本発明は、ヒトの腋窩、足及び身体の臭気等に対して優れた防臭 (deodorizing) 効果

50

を有し、使用後に快適さを与える、流体デオドラント組成物に関する。

【背景技術】

【0002】

発明の背景

制汗剤は、収斂性の塩、例えばアルミニウム及び亜鉛塩の作用を介して発汗を抑制することによって、腋窩の臭気と闘う。不快な臭気を中和することによるデオドラント機能は、化学的及び微生物的作用によって汗の一部の成分の、悪臭脂肪酸への分解をもたらす。

【0003】

残念なことに、上述のアルミニウム塩は、その長期的な健康への影響について未だ解決されていない懸念の対象となっている。一部の人々はアルミニウムに対してアレルギー性であり、アルミニウム含有制汗剤の使用後に接触性皮膚炎を患う可能性がある。一部の報告は、アルミニウム含有制汗剤を、体内におけるアルミニウムの全身性蓄積と関連付けている。

10

【0004】

腋窩使用のためのアルミニウムを含まないデオドラントを提供するための努力には、合成抗菌剤を含む製品、例えばトリクロサン(Triclosan)が挙げられるが、当該製品は、高レベルでは一部のグループにより懸念が引き起こされている。細菌阻害はまた、植物成分、例えばキハダ樹皮エキス(Phellodendron Amurense Bark Extract)により試みられており、当該成分は汗誘発性臭の阻害を助けるとされている。しかしながら、この目的のためにこれまでに使用された合成及び生物由来成分のいずれも、皮膚の刺激を引き起こし得るか、あるいは、適用領域内の皮膚及び毛髪に対して他の有益な特性を提供することができない。

20

【0005】

現在利用可能な製品には限界があるため、アルミニウム化合物又は他の刺激の強い化学物質に関連して知覚される健康リスクを低減しながら、身体の発汗又は付随した臭気を防止するのに効果的な、デオドラント及び制汗剤の必要性がある。

【発明の概要】

【0006】

発明の概要

上述及び他の先行技術の欠点を考慮して、健康関連の問題に対する低減されたりリスクを有する十分な防臭/制汗効果を提供する改善された組成物を提供することが、本発明の目的である。

30

【0007】

従って、本発明の一態様によれば、ヒトの皮膚に適用されることになる制汗剤及び/又はデオドラント組成物である化粧品組成物であって、殺菌剤(antiseptic)として油及びアルコールを含まない非アルミニウムベースの組成物であり、以下、約3.0~約5.0重量%のアルカリ金属重炭酸塩、約0.1~約1.0重量%の炭酸ナトリウム、及び約0.1~約3.0重量%の硫酸ナトリウムを含有し、ここで、前記アルカリ金属重炭酸塩、炭酸ナトリウム及び硫酸ナトリウムが水に溶解される、組成物が提供される。

40

【0008】

本明細書で使用される場合、「デオドラント」及び「制汗剤」はいずれも、皮膚の表面上の発汗及び/又は細菌に関連する望ましくない体臭を直接的又は間接的に低減するのに有効な組成物をいう。「デオドラント」は、様々な手段によって臭気を低減することができ、本発明の様々な実施形態におけるそのような手段には、細菌活性の抑制、抗菌メカニズム、臭気発生メカニズムへの化学的干渉、臭気生成細菌のための飼料の除去又は改変などが挙げられる。「制汗剤」は一般的に、汗の産生を減少させる働きがある。デオドラントは制汗剤として機能し得るが、デオドラントであるために制汗剤として機能する必要はない。限られた制汗効果を有する組成物は必ずしも本発明の範囲外ではないが、本発明の様々な実施形態の組成物は、一般にデオドラントとして記載することができ、多くの場合、一般に制汗剤として記載することができる。

50

【0009】

本発明は、開示された組成物が、特に上述の方法で組み合わせられるように選択された場合、例えば先行技術のアルミニウムベースの防臭組成物と比較して、改善された防臭/制汗効果を有することになるという認識に基づいている。さらに、汗の流れを妨害又は阻害するためにアルミニウムベースの組成物を用いる場合のような、皮膚の毛穴の「詰まり」が生じない。

【0010】

水ベースの組成物中では、アルカリ金属重炭酸塩が主な防臭剤として作用する。当該組成物への炭酸ナトリウムの添加は、さらに防臭/制汗効果を増大する。しかしながら、単独で炭酸ナトリウムを使用することは、ヒトの皮膚への適用に適していないであろう。さらに、硫酸ナトリウムは、本発明によれば、少なくとも部分的に皮膚の保湿に使用される。従って、本発明に係る防臭成分における使用のために選択される硫酸ナトリウムの量は、結果として最適な防臭効果を可能にすると同時に、皮膚反応のリスクを最小限に抑える。

10

【0011】

なぜソーダの重炭酸塩がデオドラントとして作用するのか、という化学的説明は興味深い。汗は酸性反応、5.2~6.75のpHを有し、それは、汗が含む脂肪酸、又はナトリウム及びカリウムの酸リン酸塩に起因する。汗はまた、NaCl、KCl、アルカリ塩、有機酸及び尿素を含む。微量の不安定な油脂は汗中に分泌され、対応する脂肪酸及びグリセリンに加水分解される。遊離脂肪酸が分泌されることがある。これらの酸の多くは揮発性であり、特有の不快感な臭気を有する。これらには、酪酸、蟻酸、カプロン酸及び吉草酸(valerie acid)が含まれる。以下は、重炭酸ナトリウムが例えば腋窩でデオドラントとして作用する、可能な方法の説明のひとつである。それは、酪酸、カプロン酸及び吉草酸とのナトリウム塩を形成する。これらのナトリウム塩は、揮発性「悪臭(rancid-smelling)」脂肪酸と比較して、臭いが比較的マイルドである。

20

【0012】

好ましい実施形態では、前記組成物は、約4.0~約4.8重量%のアルカリ金属重炭酸塩、約0.3~約0.5重量%の炭酸ナトリウム、及び約0.4~約0.8重量%の硫酸ナトリウムを含有する。本発明者は、本組成物が、人体の臭気の高減及び発汗の防止に驚くほど肯定的な効果を有することを示した。加えて、提案された組成物は、負の方法で人体に影響を与える、すなわち皮膚反応に関して制限されたリスクをさらに有する。

30

【0013】

前記アルカリ金属重炭酸塩を、重炭酸ナトリウム又は重炭酸カリウムあるいはその混合物となるように選択することが望ましい。いくつかの例では、重炭酸ナトリウムを使用することが最も好ましい場合がある。

【0014】

本発明の可能な実施形態では、前記組成物は、保存剤及び増粘剤の少なくとも1つをさらに含有する。保存剤の選択は、人体に関する使用のために大いに関連がある。従って、一実施形態では、前記組成物は、保存剤及び/又は増粘剤を含有する。本発明の組成物は比較的高いpHレベルを有するので、一般的な種類の保存剤は組成物に適した成分ではない。本発明の特定の実施形態では、pH8.0で及び/又はpH8.0超の範囲内で活性である保存剤が選択される。さらに、パラベンを含まない保存剤を選択することが好ましい。組成物が殺菌剤としてアルコールを含まないという本発明に係る定義は、例えば細菌及び酵母に対して単独で使用される、保存剤に使用される可能なアルコール誘導体、例えばフェノキシエタノールを含まないことが、さらに理解されるべきである。記載のように、組成物と共に増粘剤を含むことが可能な場合もある。しかしながら、組成物がどのように人体に塗布及び/又は分配されるかによっては、増粘剤の使用が許容される場合もある。

40

【0015】

そのようなものとして、一実施形態では、上述の組成物、及び前記組成物を保持するた

50

めの担体、を含む、化粧品デオドラント製品が提供される。一実施形態では、前記担体は、加圧されるか又はポンプ機能を使用する、スプレー分注容器であってもよい。

【0016】

別の実施形態では、前記担体は、タオレット (towelette) であるように選択される。前記タオレットは、そのような実施形態では、タオレットを包み込む密閉容器内に配置されてもよく、ここで、流体組成物の体積が容器内にあり、そして、前記タオレットが、容器内にある流体組成物の体積に浸され、かつ、容器内にある流体組成物の体積の一部又は全部を吸収することになる。

【0017】

さらに別の実施形態では、前記担体は流体アプリケーション、例えばロールオン容器である。ロールオン容器の種類に応じて、上述の増粘剤も含むように準備することが望ましい場合がある。しかしながら、本発明の特定の実施形態では、前記流体アプリケーションは D a b - O - M a t i c 流体容器である。D a b - O - M a t i c 流体容器は、組成物と共に増粘剤を使用する必要性を取り除く。D a b - O - M a t i c 流体容器は、密封キャップの下に配置された繊維部分の使用に基づく。繊維部分に (小さな) 圧力を加えると、(小)量の組成物が放出され、皮膚に対して拭き取られることになる。増粘剤使用の必要性を取り除くことは、いくつかの例では有利な場合があり、いくつかの増粘剤は一部の人々に皮膚刺激性であり得る。

10

【0018】

任意の好適な担体が、皮膚上に本発明の組成物を施用するために使用され得ることを理解すべきである。本発明に係る組成物は、任意の好適な形態、例えば粘性ヒドロゲル、実質的に固体のゲル、スプレー (エアロゾルまたはポンプを使用する)、ローション、粉末、懸濁液、ワイプ、泡などで提供されてもよい。活性成分の送達は任意の既知の方法によって、例えば噴霧、拭き取り、押し出し、注入、すすぎ、指での塗布など、及びそれらの組み合わせとすることができる。

20

【0019】

本発明のさらなる態様によれば、上記の組成物を適用することを含む、悪臭の防臭方法が提供される。本発明のこの態様は、本発明の先の態様に関連して上記と同様の利点を提供する。

【0020】

本発明のさらなる態様によれば、悪臭を防臭するための、上記の組成物の使用が提供される。本発明のこの態様も、本発明の先の態様に関連して上記と同様の利点を提供する。

30

【0021】

要約すると、本発明は一般に、ヒトの皮膚に適用されることになる制汗剤及び/又はデオドラント組成物である化粧品組成物に関し、前記組成物は、アルコール及び油を含まない非アルミニウムベースの組成物であり、必須の防臭剤として重炭酸ナトリウム又は重炭酸カリウムを含有する。

【0022】

本発明のさらなる特徴及び利点は、添付の請求項及び以下の説明を検討することで明らかになるであろう。当業者は、本発明の範囲を逸脱することなく、本発明の異なる特徴を組み合わせ、以下に記載の実施形態以外の実施形態を作り出すことができることを理解する。

40

【0023】

図面の簡単な説明

特定の特徴及び利点を含む本発明の様々な態様は、以下の詳細な説明及び添付の図面から容易に理解されるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】図1は、本発明に係る流体化粧品組成物の調製工程を示すフローチャートである。

50

【図 2】図 2 は、本発明の特定の実施形態に係る化粧品組成物を含む、エアロゾル分注用の構成を示す。

【図 3】図 3 は、本発明の特定の実施形態に係る密閉容器内に配置されたタオレットを示す。

【図 4】図 4 は、本発明の現在好ましい実施形態に係る組成物を保持するための流体アプリケーションを示す。

【発明を実施するための形態】

【0025】

詳細な説明

以後、添付の図面を参照して本発明をより詳細に説明することになり、ここでは、本発明の現在好ましい実施形態を示す。しかしながら、本発明は多くの異なった形態で実施することができ、本明細書に記載の実施形態に限定されるものと解釈すべきではない；むしろ、これらの実施形態は完璧性及び完全性のために提供され、本発明の範囲を当業者に十分に伝える。同様の参照符号は、同様の要素を参照する。

10

【0026】

図面及び特に図 1 を参照すると、本発明に係る流体化粧品組成物の調製工程を示すフローチャートがある。本発明の流体化粧品組成物の例示的な非限定的調製では、45 kg の重炭酸ナトリウム、4 kg の炭酸ナトリウム及び 6 kg の硫酸ナトリウムと共に 1000 リットルの体積の水が提供される (100)。水を加熱し (102)、そして組成物の「乾燥成分」(すなわち重炭酸ナトリウム、炭酸ナトリウム及び硫酸ナトリウム)を、水中で攪拌により (106)、混合/溶解する (104)。乾燥成分の全ての内容物を水に完全に溶解させることが望ましい。

20

【0027】

この段階で pH レベルを制御し、次いで、特に pH 8.0 を含む pH 範囲内で活性であるように選択された、上記の保存剤を導入することが望ましい。任意に、流体化粧品組成物のための分配包装の選択に応じて、増粘剤を導入することが可能な場合もある。

【0028】

最終工程では、本発明の流体化粧品組成物のための冷却期間に続いて、図 2 ~ 4 に関連して以下でさらに論じることになるように、選択された包装容器中に、流体化粧品組成物を調製する (108)。

30

【0029】

図 2 は、ヒトの皮膚に適用されることになる本発明の組成物を保持するための、例示的なエアロゾル分注構成を示す (200)。エアロゾル分注構成 (200) は、例えばプラスチック製の容器 (202) を含む。その他の好適な材料、例えば金属も選択され得る。図示された実施形態では、容器 (202) は、ディスペンディングキャップ (dispensing cap) (204) を含む、シリンダーの形態を有することを示す。容器 (200) は、容器から組成物を取り出すためにポンプ機能を使用してもよく、又は、別の実施形態では、推進剤 (propellant) を使用してもよい。推進剤は、例えば、好ましくは炭化水素及びハロゲン化炭化水素並びにそれらの混合物からなる群から選択される、液化された通常はガス状の (normally-gaseous) 媒体であってもよい。使用中に、ディスペンディングキャップ (204) が作動され、ノズル (206) は組成物のエアロゾルを形成することになり、ここで、当該エアロゾルがヒトの皮膚に接触することが可能になる。

40

【0030】

図 3 では、使用前に、包装 (304) の内側に配置されている、折り畳まれたタオレット (302) を含むデオドラントタオレット構成 (300) が図示される。包装 (404) は、いくつかの実施形態では、アルミニウム箔を含み得るが、プラスチック及び/又は紙製でもあり得る。タオレット (302) は、本発明の組成物に浸されることになる。密閉包装 (304) によって、デオドラントタオレット構成 (300) は、使用に必要とされるまで長期間保存することが可能になる。使用時に、密閉包装 (304) は破られ、タオレット (302) は典型的には広げられ、そしてヒトの皮膚を拭き取る。

50

【0031】

図4は、ヒトの皮膚への適用のための本発明の組成物を保持するための、流体アプリケーション(400)を図示する。流体アプリケーション(400)は、容器(402)及び分配キャップ(404)を含む。分配キャップ(404)は容器(402)に取り付けられ、そして、流体アプリケーション(400)の非使用時に、分配キャップ(404)は、本発明に係る流体組成物の望ましくない流体放出に対する密閉を提供する。

【0032】

分配キャップ(404)は、複数の突起(408)及びスロット(410)を備えた、柔軟な隔壁(406)を含む。隔壁(406)及び/又は突起(408)に対する圧力は流体通路を開き、従って、本発明に係る流体組成物が、ヒトの皮膚への適用のために、容器(402)からスロット(410)を通過することができる。

10

【0033】

本発明の態様又はその実施形態の要素を導入する場合、冠詞「a」「an」「the」及び「前記」は、1つ又は複数の要素が存在することを意味することを意図し、従って、文脈がそうでないことを明確に指示しない限り、複数の指示対象を含み得る。用語「含む(comprising)」「含む(including)」及び「有する(having)」は、包括的であることを意図し、かつ列挙された要素以外の追加の要素が存在し得ることを意味する。

【0034】

本発明の態様を詳細に説明してきたが、添付の特許請求の範囲に定義された本発明の態様の範囲から逸脱することなく、修正及び変形が可能であることは明らかであろう。様々な変更が、本発明の態様の範囲から逸脱することなく、上記組成物、製品、及び方法に成され得るので、上記説明における全ての事項は例示的なものであり、限定的な意味ではないと解釈されるものであることを意図する。

20

【0035】

さらに、開示された実施形態への変形は、図面、本開示、及び添付の特許請求の範囲の研究から、特許請求の範囲に記載の発明を実施する際に当業者によって理解及び達成され得る。

【 図 1 】

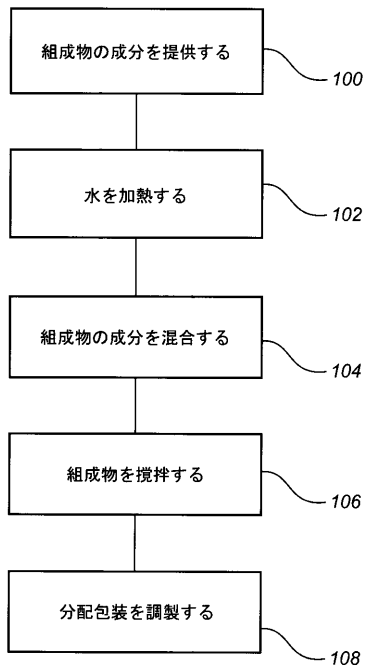


Fig. 1

【 図 2 】

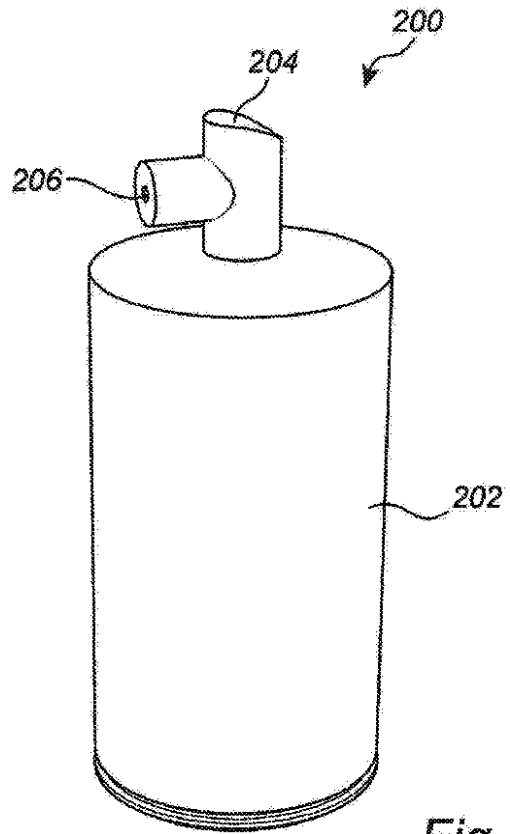


Fig. 2

【 図 3 】

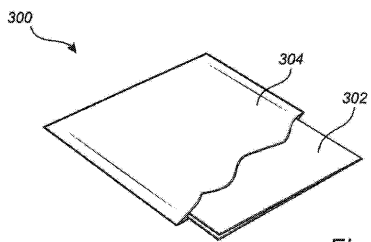


Fig. 3

【 図 4 】

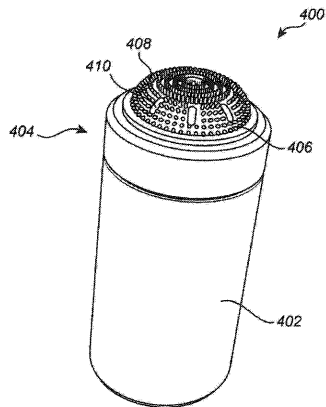


Fig. 4

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/SE2016/050235
--

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC: see extra sheet According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC: A61K, A61Q Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched SE, DK, FI, NO classes as above Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, PAJ, WPI data, BIOSIS, CHEM ABS Data, COMPENDEX, EMBASE, INSPEC, MEDLINE, PUBCHEM, Mediearkivet		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	Spray deodorant [online] Colleen Doyle, No Trash Project, 2012 [retrieved on 2015-10-01] Retrieved from the internet: <URL: http://notrashproject.com/tag/natural-deodorant/>; whole document --	1-11
A	Lamb J.H. 'Sodium Bicarbonate: An excellent Deodorant' The Journal of Investigative Dermatology 7 (1946), 131-133; whole document --	1-11
A	Mintel, "Baking Soda Roll-on Deodorant", GNPD, 2010-07-01, Retrieved from EPODOC; , AN: XP002674210; whole document --	1-11
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 29-04-2016		Date of mailing of the international search report 04-05-2016
Name and mailing address of the ISA/SE Patent- och registreringsverket Box 5055 S-102 42 STOCKHOLM Facsimile No. + 46 8 666 02 86		Authorized officer Andreas Gustafsson Telephone No. + 46 8 782 28 00

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No. PCT/SE2016/050235
--

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	Mintel, "Fragrance Free Aluminium Free Deodorant", GNPD, 2006-11-01, Retrieved from EPODOC; AN: XP002679674; whole document --	1-11
A	US 6440415 B1 (JOHNSON LOUIS B), 27 August 2002 (2002-08-27); whole document --	1-11
A	CN 103190412 A (XUZHOU COLLEGE IND TECHNOLOGY), 10 July 2013 (2013-07-10); (abstract) Retrieved from: WPI database; --	1-11
A	US 5411731 A1 (TANAKA NORIHIRO ET AL), 2 May 1995 (1995-05-02); column 2, line 64 - column 3, line 30; examples 1-14 --	1-11
A	CN 1353997 A (SHANGHAI BAIMAO CO LTD), 19 June 2002 (2002-06-19); whole document -- -----	1-11

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/SE2016/050235

Continuation of: second sheet
International Patent Classification (IPC)
A61K 8/19 (2006.01)
A61Q 15/00 (2006.01)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.
PCT/SE2016/050235

US	6440415 B1	27/08/2002	NONE
CN	103190412 A	10/07/2013	NONE
US	5411731 A1	02/05/1995	NONE
CN	1353997 A	19/06/2002	NONE

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(74)代理人 100203828

弁理士 喜多村 久美

(72)発明者 トーマス オデアン

スウェーデン国, 5 9 0 7 5 ユングスプロ, グンナストルプ グレンタン 2

Fターム(参考) 4C083 AB311 AB312 AB351 AB352 BB48 CC17 DD08 DD23 DD27 DD47

EE18